

健康管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院学則第25条および市立函館病院高等看護学院学則施行細則第12条の規定に基づき、学生の健康を保持し教育の円滑な実現を図るため、健康管理について必要な事項を定めるものとする。

(健康管理担当者)

第2条 学生の健康管理は、学校医、教務課長および教務課長を補助する厚生担当教員がこれにあたる。

2 学校医は、市立函館病院の医師をもって充てることとし、学院長が委嘱する。

(健康診断)

第3条 健康診断は、定期健康診断および臨時健康診断とする。

(定期健康診断)

第4条 定期健康診断は、次の要領にて学生全員に行う。

- (1) 胸部X線間接撮影(年1回)
- (2) 一般測定(身長、体重 年1回)
- (3) 血液検査(年1回)
- (4) 抗体検査(年1回)
- (5) その他学院長が必要と求める検査(随時)

2 前項第3号および第4号の検査に要する費用は、学生負担とする。

(臨時健康診断)

第5条 臨時健康診断は、感染症の予防その他必要に応じて、学生全員もしくは一部の学生に対して行う。

(健康診断の結果に基づく対応)

第6条 学院長は、健康診断の結果に基づき、健康管理担当者と協議の上、適切な措置を行うものとする。

(健康診断等の記録)

第7条 健康診断等の結果は、健康管理簿に記録する。

(予防)

第8条 感染症予防のため、必要に応じて予防接種を実施する。

(医務室)

第9条 学院に健康相談および緊急措置等を行うため、医務室を設置する。

2 医務室は、厚生担当教員が管理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。